

社会福祉法人見附市社会福祉協議会福祉車両貸出事業実施要綱

(令和7年6月9日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、見附市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が福祉車両（以下、「車両」という。）を貸出するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 利用者は、見附市内在住で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 歩行不可能で、車椅子を利用している者
- (2) その他、見附市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が適当と認めた者

(貸出制限)

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、車両の貸出を許可しない。

- (1) 車両の利用者または運転者が営利を目的とするとき
- (2) 運転者が道路交通法により運転を制限されているとき
- (3) その他貸出することが適当でないと認める行為をしたとき

(貸出期間)

第4条 車両の貸出期間は、1日とする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、日数を延長することができるものとする。

(運行対象範囲)

第5条 運行できる地域は、新潟県内とする。

(登録)

第6条 車両の貸出を受けようとする者は、予め会長に福祉車両利用登録申請書（様式第1号）に車両を運転する者（以下、「運転者」という。）の自動車運転免許証の写しを添えて提出するものとする。

2 登録に際し、登録手数料として本会に3,000円を納入するものとする。

(貸出手続)

第7条 車両の貸出を受けようとする者は、予め本会に貸出の可否を確かめたうえ、貸出を希望する旨を本会に申し出なければならない。

2 本会は、前項の申し出を受付したときは、速やかに貸出の可否を決定するものとする。

(利用料)

第8条 車両の利用に要する費用は、無料とする。ただし、車両の運行にかかる有料道路使用料金及び駐車料金等については、利用者の負担とする。

(目的外利用の禁止)

第9条 車両の貸出を受けた者は、申し出した目的以外に使用し、または利用の権利を他に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(貸出の取り消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を取り消すことができる。

- (1) 車両の利用者または運転者がこの要綱に違反したとき
- (2) 本会が管理上特に必要があると認めたとき

(運転者)

第11条 車両は、21歳以上の利用者の家族が運転するものとする。

(損害賠償)

第12条 貸出期間中における事故等に係る本会の損害補償は、車両の貸出を受けた者または運転者に故意または重大な過失がある場合を除き、本会が加入する自動車保険で認められる範囲内とする。本会の加入する自動車保険は別表のとおりとする。

2 ただし、保険対象外の一切の損害補償等については、車両の貸出を受けた者または運転者の責任において負担するものとする。

(事故報告)

第13条 貸出期間中に事故等が発生した場合、運転者は速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに、事故報告書(様式第2号)により、本会に報告するものとする。

(注意事項)

第14条 車両の貸出を受けた者または運転者は、次に掲げる事項について細心の注意を払わなければならない。

- (1) 車両の保全及び美化に努めること
- (2) 運転者は、運転前にその操作について十分な説明を受け、安全運転に努めること

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

別表

自動車保険

種類	限度額
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	無制限
車両補償	保険金額190万円

保険会社

三井住友海上株式会社

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。